

議案第４２号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和３年６月１日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成１２年板橋区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表１４６の項事務の欄中「第６８条の５の２第２項」を「第６８条の５の３第２項」に改め、同表１４７の項事務の欄中「第６８条の５の４第１項」を「第６８条の５の５第１項」に改め、同表１４８の項事務の欄中「第６８条の５の５」を「第６８条の５の６」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。